日中一時支援とは

介護者の就労・介護者の休息を支援するために 監護が必要な障がい児者の一時的な活動の場を確保するものです。





対象者 🚳



- ・市内に居住する障がい児者
- ・市外に居住する障がい者で、那珂市の障害福祉サービスの支給決定を受けている者

利用できる例

- ・介護者の就労(仕事)により障害福祉サービス(放課後等デイサービス、 就労移行支援、生活介護など)終了時からお迎えに来るまでの時間において、 お預かりが必要な場合
- ・介護者の用事(法事・通院など)により監護することができず、お預かりが

※ 利用できない例

- ・障がい者本人が事業所での活動を希望しているという理由のみの場合
- ・障がい者本人が一人で過ごすことができるなど、自立している場合
- ・障がい者本人がグループホームや施設入所をしている場合



利用手続き

利用前に申請書の提出が必要です。 提出先:市役所1階 3番窓口 社会福祉課

新 規 様式第1号 那珂市障害者日中一時支援事業利用申請書

変更等 様式第5号 那珂市障害者日中一時支援事業(変更・停止・中止)申請書

※申請書は那珂市ホームページにも掲載しています。



来庁者の身元が分かる証明書 (運転免許証、マイナンバーカード等)

市町村民税が非課税の世帯	利用料は無料 送迎は片道 50円
市町村民税が課税の世帯	1日当たりの利用について 1 時間 100円、2 時間 200円、 それ以降1時間ごとに 50円を加算(上限 500円/日) 送迎は片道 50円
市町村民税が課税の世帯(重度障害児者)	1日当たりの利用について 1 時間 150円、2 時間 300円、 それ以降1時間ごとに100円を加算(上限500円/日) 送迎は片道50円
生活保護世帯	利用料・送迎ともに無料

※食費、教材費等についてはいずれの世帯も別途自己負担。



利用料等

利用期間

利用承認の決定日から次の6月30日までが利用できる期間となります。 引き続き利用を希望する場合は、再度申請が必要となります。

利用申請されたかたの課税等の状況、家庭状況等を含め総合的に判断をし、利用の可否および日数を決定します。また、適正でない利用があった場合には利用を 停止することがあります。







利用者版 よくあるご質問(Q&A) 6000



- Q. いつから利用できますか。
- ▲ 申請日からとなります。申請後、支給決定日数等が記載された那珂 市障害者日中一時支援事業利用承認通知書を自宅に通知します ので、そちらも併せて確認してください。
- Q. 利用可能な事業所はどこで確認できますか。
- △ 市と委託契約を結んだ日中活動系サービス提供事業所が利用可 能な事業所になります。市ホームページに事業所一覧を掲載してお りますので、そちらを確認していただくか、下記問い合わせ先または 利用予定の事業所にお問い合わせください。
- Q. 障害福祉サービス(放課後等デイサービスや 就労移行支援・生活介護など)と 日中一時支援の同日利用は可能ですか。
- △ 可能です。障害福祉サービスは障がい児者への自立支援や療育の 提供、日中一時支援は介護者の就労や休息のために、障がい児者を 預ける事業となっていますので、目的に沿った利用をお願いします。
- Q. 利用事業所を追加(変更)したいです。 /利用日数を追加(変更)したいです。
- △ 利用前に変更申請(那珂市障害者日中一時支援事業(変更・停止・ 中止)申請書の提出)の手続きが必要となります。

- ○. 利用料を算定するための「世帯 |の範囲は どこまでを含めますか。
- △ 利用者を含む同一世帯のかた全員の課税状況を確認します。4~6 月の利用時は前年度の市町村民税を、7月以降は今年度の市町村民 税で判定します。
- 〇. 市外に転出しても日中一時支援は引き続き 利用できますか。
- ▲ 市町村ごとに実施状況、利用条件が異なります。転出先の市町村に 事前にご確認ください。
- Q. 申請していない事業所を利用してしまいました。 / 申請した日数を超えて利用してしまいました。 どうすればよいですか。
- ▲ その際に発生した利用料は市でご負担できません。支払いについて 利用事業所と利用者の双方で協議してください。利用事業所および 利用日数は利用者側で管理・調整をしていただきますようお願い します。
- Q. 期限が6月30日に切れてしまいます。 引き続き利用したいのですが、手続きは必要ですか。
- △ 期限が切れる前に市から継続更新の通知をご自宅へ送付しますので、 引き続きのご利用を希望する場合はその通知文内で設けられた期限 までに申請書を市まで提出してください。

日中一時支援 についてのお問い合わせは

那珂市役所 保健福祉部 社会福祉課 障がい者支援グループ

8 029-298-1111 (内線126·128)

FAX **029-295-4244**

那珂市ホームページでもご案内しています。

くわしくは│那珂市 日中一時 | ○

